

湖西市監査委員公告

地方自治法第199条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同項の規定により公表します。

令和8年8月14日

湖西市監査委員 土屋 隆裕

湖西市監査委員 佐原 佳美

令和8年度財務監査（前期監査）の結果に関する報告

第1 準拠した基準

この監査は、湖西市監査基準に準拠して実施しました。

第2 監査の種類

この監査は、湖西市監査基準第4条第4項の定期監査として行った同条第1項第3号の財務監査です。

第3 監査の対象

この監査は、別表第1に掲げる部課等の令和7年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査の対象とし、その重点事項を次に掲げるものとしました。

- (1) 修繕、委託又は工事の実施に係る事務
- (2) 管理用備品（公営企業会計にあつては固定資産。以下「備品等」）の購入に係る事務
- (3) 補助金又は交付金の交付事務

第4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、次に掲げるものとしました。

- (1) 法令に適合しているか。
- (2) 正確か。
- (3) 最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか。
- (4) 組織及び運営の合理化に努めているか。
- (5) 内部統制は有効に働いているか。（重大なミスが見過ごされていないか。）

（次頁へ続く）

第5 監査の主な実施内容

1 予備監査

対象部課等に資料の提出を依頼し、提出された資料を通覧して異常事項や例外事項の有無を確認しました。

2 監査委員監査

修繕、委託若しくは工事の実施に係る事務、備品等の購入に係る事務又は補助金若しくは交付金の交付事務で重要性判断基準、予備監査等により選定した契約又は支出負担行為に係る関係書類を確認しました。

これらにより異常の有無を確認できなかった事項については、関係職員に質問し、回答又は説明を求めました。

第6 監査の実施場所及び日程

監査は、別表第2に掲げる場所及び日程により実施しました。

第7 監査の結果及び意見

1 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が、おおむね適正に執行されていることが認められました。

ただし、別表第3のとおり、一部業務に改善すべき事項が見受けられましたので、今後の事務執行にあたり、法令等遵守のうえ再発防止を徹底するなど、適切な措置を講じられるよう、地方自治法第199条第11項の規定により勧告します。

2 意見

地方自治法第199条第10項の規定により、本報告に添えて提出する意見は、特にありません。

(次頁へ続く)

別表第1（第3関係）

総 務 部	総務課、税務課、契約検査室
企 画 部	D X 推進課
環 境 部	環境課、廃棄物対策課、上下水道課
健 康 福 祉 部	地域福祉課、健康増進課
こ ども 未 来 部	こども政策課、こども未来課、保育幼稚園課
市 民 安 全 部	市民課
産 業 部	産業振興課
都 市 整 備 部	都市政策課、土木課
教育委員会事務局	図書館
議 会 事 務 局	
消 防 本 部	予防課
市 立 湖 西 病 院	

別表第2（第6関係）

内 容		実施場所	実施年月日
実施通知			令和 8 年 4 月 15 日（水）
予備監査		監査委員事務局	令和 8 年 5 月 12 日（火）から 29 日（金）まで
監査委員監査	閲覧	監査委員事務局、 浄化センター及び 市立湖西病院	令和 8 年 6 月 1 日（月）から 7 月 8 日（水）まで
	質問	監査委員事務局、 浄化センター及び 市立湖西病院	令和 8 年 7 月 9 日（木）から 17 日（金）まで
講評及び弁明、意見等の聴取		監査委員事務局	令和 8 年 7 月 23 日（木）及び 24 日（金）
監査の結果に関する報告決定		監査委員事務局	令和 8 年 8 月 3 日（月）

（次頁へ続く）

別表第3（第7関係）

対 象 課	監 査 結 果
保育幼稚園課	補助金交付事務において、審査が適切でないものがあつた。湖西市補助金等交付規則その他の関連法令の趣旨に則り、適正に補助金予算が執行されるよう、本業務全般について改めて点検し、必要な修正、改善を実施されたい。
	修繕業務において、(1) 予定価格に誤りがあることに気づかず決裁されていた。起案文書の審査体制について改善を図られたい。 また、(2) 契約書を作成すべきところ、作成していなかった。契約書作成の目的は、単に「書面」を作成することではなく、契約内容を明確にし、履行期間中又は完了後の紛争を防止するなど、当事者相互の権利又は義務を保護することにあることを念頭に、湖西市契約規則その他の関係法令を遵守されたい。
	さらに、(3) 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し緊急の必要から特命随意契約としていたが、修繕の内容や、発注から完了までの実際の工程からは緊急の必要があつたとは考えがたいもので、本来、一般競争入札に付すべき事案であつた。今後は、安易に同号を適用することなく、原資が税金であることを念頭に一層コスト意識を持つとともに、透明性が確保され、また、説明責任が果たされるよう、適正に契約事務を執行されたい。
土木課	請負工事において、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し緊急の必要から特命随意契約としているものが複数見受けられたが、その多くは緊急の必要について判然としないものであつた。緊急の必要とは、施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ安全性を損なう場合など応急対応の必要性の有無で判断されるものである。それらを鑑みると、今回三者以上の見積価格競争により業者決定すべきであつた事案が複数見受けられた。 今後は、安易に同号を適用することなく、原資が税金であることを念頭に一層コスト意識を持つとともに、透明性が確保され、また、説明責任が果たされるよう、適正に契約事務を執行されたい。

以上